

令和5年第11回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第11号)

招 集 年 月 日	令和5年11月29日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年11月29日 9時35分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年11月29日 10時10分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 8 名 欠 席 2 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △☒ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	小笠原 敏子	△
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	△
10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	1 番	河野 幸枝	
	2 番	佐藤 潤	

	<p>と草刈り機も所有され、休日に農作業に従事されております。また周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第69号について、審議に入ります。議案第69号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第69号は申請のとおり、承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第69号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第70号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は2,270㎡です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は1,711㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大字加計字田ノ原、地番が2922番1、2922番5、地目が田、面積が合計で773㎡です。申請理由は譲渡人は高齢で耕作困難のため譲り渡す。譲受人は譲渡人と親戚であり、以前から草刈り管理を行っているため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて私より説明をさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案書の4ページから6ページをご覧ください。併せて写真も添付しておりますので、それをもって説明をさせていただきます。</p> <p>11月25日ですが、■■■■■■■■■■さんの聞き取り調査と現地調査を行いました。申請地は■■■■■■■■■■さんの里になりますが、申請地が遠くで高齢でもあり管理できないということで、近所の■■■■■■■■■■さんが親戚であり、また写真を見ていただくと、下の部分で右端に見えるのが■■■■■■■■■■さんの里の家となります。■■■■■■■■■■さんは先ほど申請したように親戚でもあり、現在写真の青い草が生えておりますが、ここを現在耕作されているということで、その両側をこの度の申請によって取得し耕作するというごさいます。■■■■■■■■■■さんは農機具すべて所有されておりますし、農作業も従事されておりますので、周辺の農地利用に影響もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第71号は申請のとおり承認決定いたしました。続いて、議案第72号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字川手字田中原、地番が936番2、938番、939番、940番1、941番1、942番1、943番1、944番、947番、966番、968番、969番、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計で5,483㎡です。申請理由は太陽光発電施設を設置するため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて6番委員より説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>それでは、議案ページ10ページ、図面は12、13ページ、合わせて資料1の現地の写真を添付させてもらっていますので、これによって説明させていただきます。</p> <p>申請地は、国道191号線三段橋分かれから1.1キロ進んだところになります。当該地区は長年非耕作地となっており、草刈りなどは中山間交付金事業を利用して地域の方が行っているようです。11月13日に、申請地に隣接する方、地元自治会長、譲受人の太陽光発電コンサルティング会社の方、役場事務局と私で説明会をしました。現地の区画はほぼ石垣でされておりますため、土地所有者が上側の石垣を管理してほしいとの要望や、農道に隣接して通っている水路の管理などの意見がありました。3ヶ月に一度の定期点検の予定だそうです。草刈りなどは年3回、場合によっては除草剤や防草シートの活用もあるそうです。</p> <p>またこの地域は獣害被害の多いところで、毎年水路などが被害を受けているようで、区画をフェンスで囲うと獣の通り道になるのではと心配されておりました。その際は地元の方に協力をお願いし、後対処するそうです。隣接する上側の土地から植木などの処理をする際、どうしてもフェンスの中に入るので2mほどの間隔を空けてほしいとの要望や、倒木などによるパネルの損傷がどちらの責任にあたるかなどの意見が出ましたが、会社側も長年の実績と経験でこちらが思う以上の対処を持っていると感じました。パネル設置による光の反射や発電時の騒音も問題ないそうです。周辺の営農条件に支障を生じる恐れのないことと認めることから、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第72号について審議に入ります。議案第72号について質疑はありませんか。</p>
8番委員	<p>株式会社は地域での設置の歴や事例など個人的に調べてもなかなかわからないことですので、もし事務局が情報を持っていれば少しお伺いしたいと思います。事務局に質疑をお願いいたします。</p>

事務局	<p>実績についてですが、町内にも実績はあるのですが具体的に件数、場所について情報をまとめておりません。申し訳ありません。</p> <p>中四国中心に太陽光パネルの設置を行っていらっしゃる、近くですと北広島町の大朝地域の方でも設置をされたことがあるそうです。積雪等のことについても問題なく把握されておりますので、支柱の高さを高めにしたり、少しでも日が当たればガラスのパネル上は雪が滑り落ちるようになっていたり、そういったことも問題なく対応されるということでお話を伺っております。以上です。</p>
8 番委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>今までにない相当な面積なので、今、地元でのいろんな協議の中で申し合わせ事項みたいなことであったのでは、これは文書的に関わることはないのかね。</p>
事務局	<p>はい、地元の自治会長さんであり農地利用最適化推進員さんである田中さんと説明会の後もお会いしてお話する機会があったのですが、やはり、ご近所の方から書類を交わした方がいいんじゃないかということで、覚書の方を田中さんの方で作成して■■■■さんの方に送付して、そういった手続きをする方向でされているというふうにお聞きしております。</p> <p>また、この面積についてなんですが、3,000 m²を超えるものについては広島県農業会議の方の許可も必要になってきますので、今日の総会で議決された後、来月の18日に広島県農業会議の方で説明をさせていただいて、そちらの審議が終わった後に許可書を発行する流れとなっております。以上です。</p>
議長	<p>その他、質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第72号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第72号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>議案第73号についてですが、6番委員と3番委員は利害関係者のため退席をお願いします。</p> <p>(6番委員と3番委員 退席)</p>
議長	<p>事務局に議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第73号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問につい</p>

てです。資料2、2ページからご覧ください。

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づき、令和5年11月6日付けで、安芸太田町長より農用地利用集積計画の決定を求められているものです。この計画で農用地の借り受けを行う者が、1点目に、耕作の事業に供すべき農用地について耕作又は管理を行うと認められること。2点目に、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。3点目に、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること。4点目に、農用地の借り受けを行う者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者が耕作の事業に常時従事すると認められること。などの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。

計画について3ページが表紙となっており、4ページから9ページまでが■■■■と■■■■さんの契約の更新について、10ページから15ページが■■■■さんと■■■■さんによる相対契約から、機構を利用した契約に変更するものです。詳しく説明をさせていただきますが、まず4ページが■■■■さんが今度借り受ける農地の情報が記載されているものとなっております。こちらの■■■■さんについてですが、■■■■さんが5年前にまとめて契約をされた農地のうちのお一人となっております。他の方については10年契約となっておりますが、■■■■さんのみ5年契約となっておりますので、5年経過した12月1日から5年後の令和10年12月末までの契約の更新をするものとなっております。5ページが中間管理機構と■■■■、■■■■さんが同意したという押印がされているページとなっております。下半分につきましては、土地の所有者が■■■■さんの旦那さんの所有の名前となっております。まだ相続手続きがされていないため2分の1以上の同意が必要ということで、奥様のお名前と娘さんである■■■■さんの同意をいただいております。7ページの方を先に見ていただきますと機構と藤本さんのお名前が書かれておりまして、■■■■さんが機構の方に貸し付ける契約内容の方が6ページに記載されております。9ページに■■■■さん中間管理機構の方から■■■■さんへ貸し付ける契約の内容が8ページに記載されております。

続きまして10ページが■■■■さんへ■■■■さんが農地を貸し付ける契約となっております。その土地の情報が記載されております。こちらは今まで■■■■さんと■■■■さんが直接契約をされていたものですが、地代の払い忘れ等を防ぐために、今回から中間管理機構を利用して契約をするというものに変更しております。11ページに中間管理機構、■■■■さん、■■■■さんの同意と、■■■■さんの土地についても旦那さんの名義となっておりますので、娘さんである■■■■さんの同意も受けております。13ページに■■■■さんと中間管理機構の同意があり、そちらの契約内容が12ページ、15ページに■■■■さんと機構の同意がありまして、その契約の内容が14ページというふうになっております。

こちらが本日の農業委員会で可決された後のスケジュールとしましては、答申を農業委員会から町長宛にさせていただき、産業観光課の方で公告の準備をさせていただきます。縦覧をするという形で公告をさせていただき、こちらの契約が成立するという流れになっております。

議長	<p>農業委員会の方では、こちらの計画の内容を確認いただき、修正すべき点がないかどうかを審査いただくこととなっております。以上です。審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案第 73 号について審議に入ります。議案第 73 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 73 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 73 号は申請のとおり承認決定いたしました。6 番員と 3 番員の入室を認めます。</p> <p>(6 番委員と 3 番委員 入室)</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 3 点させていただきます。</p> <p>1 点目に農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 5 件出ております。資料 3、20 ページをご覧ください。■■■■の■■さん、■■■■の■■さん、■■■■の■■さん、■■■■の■■さん、■■■■の■■さん、■■■■地区の■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告事項 2 点目は農地転用許可後の工事進捗状況についてです。資料 4、31 ページをご覧ください。令和 2 年 2 月 18 日付で許可しております高下地区の砂利採取地について■■■■さんから報告書が提出されました。10 月末までに農地への復元予定であり、10 月 21 日に完了したと報告がありました。</p> <p>報告事項 3 点目は令和 5 年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会の開催についてです。資料 5、34 ページをご覧ください。東区民文化センターで開催されます。参加希望される場合は本日中に事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>この研修は個々で行くんですか。</p>

事務局	<p>一応旅費は予算を組んでおりますので、個々で言っていただくように考えております。今時点ですと推進委員の宮本さんの方が参加予定とされておりますので、もし、乗り合わせ等でしたら連絡をさせていただきながら、その調整は可能と考えております。</p>
議長	<p>そのほか質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。 その他事項はありますか。</p>
事務局	<p>すみません。資料を本日付け忘れていたのですが、先月建議について昨年の建議の書類をお渡ししたまま説明をするのを忘れておりまして大変失礼いたしました。建議というものをまず毎年行っておりまして、農業施策についてですとか、町に対する農業委員会としての要望を毎年この時期に行っておりまして、過去ですと農業委員の報酬のアップですとか、タブレットの導入について、畦畔改良の補助があるんですけど、そちらの金額の見直しですとか、有害鳥獣の対策についてもっと強化を求めたり、そういったことを町に対して要望してきております。今年については、まだちょっと素案の方ができておりませんので、来月議案の方に挙げさせていただこうと思います。それまでにこういったところの要望を挙げてほしいということがあれば、ぜひ事務局の方に情報をいただけたらと思っておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>今の点について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和5年第11回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:10)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">1 番委員</p> <p style="text-align: center;">2 番委員</p>